六　通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
七　通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。
八　前三号に掲げるもののほか、通商に関すること（通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に関することを除く。）。
［削る］
（国際化調整企画官）
第二百四十一条　近畿経済産業局及び九州経済産業局の国際部に、国際化調整企画官それぞれ一人を置く。
２　［略］
（鉱山保安課の所掌事務）
第二百五十四条の六　産業保安監督部に置かれる鉱山保安課は、次の掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］
三　二酸化炭素の貯蔵等に係る保安に関すること。
（鉱山保安課の所掌事務）
第二百五十四条の十五　支部に置かれる鉱山保安課は、次の掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］
三　二酸化炭素の貯蔵等に係る保安に関すること。
（原子力国際協力推進室及び原子力発電所事故収束対応室並びに原子力戦略企画官）
第二百五十九条　原子力政策課に、原子力国際協力推進室及び原子力発電所事故収束対応室並びに原子力戦略企画官一人を置く。
２　原子力国際協力推進室は、エネルギーとしての利用に関する原子力の国際協力に関する事務をつかさどる。
３　原子力国際協力推進室に、室長を置く。
４　原子力発電所事故収束対応室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　エネルギーに関する原子力政策のうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の収束に関すること。
二　エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関する事務のうち原子力発電所の事故の収束に関すること。
５　原子力発電所事故収束対応室に、室長を置く。
６　原子力戦略企画官は、命を受けて、原子力政策課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省定員規則の一部改正）
第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員）		
本省	四、六三二人	
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		

改正前		
区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員）		
本省	四、五五九人	
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		

［新設］
［新設］
［新設］
２　国際部は、前項各号に掲げる事務のほか、前条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。
（国際化調整企画官）
第二百四十一条　近畿経済産業局通商部及び九州経済産業局国際部に、国際化調整企画官それぞれ一人を置く。
２　［略］
（鉱山保安課の所掌事務）
第二百五十四条の六　産業保安監督部に置かれる鉱山保安課は、次の掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］
［新設］
（鉱山保安課の所掌事務）
第二百五十四条の十五　支部に置かれる鉱山保安課は、次の掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］
［新設］
（原子力国際協力推進室及び原子力発電所事故収束対応室）
第二百五十九条　原子力政策課に、原子力国際協力推進室及び原子力発電所事故収束対応室を置く。
２　原子力国際協力推進室は、エネルギーとしての利用に関する原子力の国際協力に関する事務をつかさどる。
３　原子力国際協力推進室に、室長を置く。
４　原子力発電所事故収束対応室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　エネルギーに関する原子力政策のうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の収束に関すること。
二　エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関する事務のうち原子力発電所の事故の収束に関すること。
５　原子力発電所事故収束対応室に、室長を置く。
［新設］